

令和4年3月18日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会
理事長 樋口 恢作 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

感染防止対策に係る協力をお願いについて (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。3月17日、国は、本県に適用してきたまん延防止等重点措置を、3月21日をもって解除することを決定しました。

これを受け、県は3月17日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、飲食店等における営業時間短縮、酒類提供や利用人数の制限の要請は3月21日をもって終了します。

その他イベント等の扱いについては、別添「第55回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料(抜粋)」のとおりです。

皆様には、1月21日からの、2カ月にわたる重点措置の期間中、県からの要請にご協力をいただき、深く感謝いたします。

本県の新規感染者は、減少傾向にあるとはいえ、依然として1日数千人規模で発生しています。高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクが高い方と接する場合は家庭内でもマスクをするなど感染防止対策を取ることや、飲食の場では、短時間、少人数、マスク飲食を実践するよう貴団体の構成員等への周知をお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、次のサイトで老人クラブの活動の再開、継続に向けたリーダー・主催者の皆さんに役立つ情報をまとめておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/documents/roujinclub.html>

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「第55回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料(抜粋)」

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
高齢福祉グループ 春川、長沼
電話 045-210-4846 (直通)

知事メッセージ

本日、国は、本県に適用してきた「まん延防止等重点措置」を、3月21日をもって、解除することを決定しました。

県民、事業者の皆さんには、1月21日からの、2カ月にわたる重点措置の期間中、県からの要請にご協力をいただき、深く感謝いたします。

重点措置の解除に合わせて、飲食店にお願いしてきた時短要請などの措置は終わります。また、県では、コロナ対応病床を、「災害特別フェーズ」から「フェーズ4」へ引き下げ、医療機関における通常医療の抑制を解除します。

しかし、本県の新規感染者は、減少傾向にあるとはいえ、依然として1日数千人規模で発生しています。また、BA.2と呼ばれるオミクロン変異株にも警戒しなければなりません。

間もなく、入学、就職、転勤など、人との接触機会が増える季節を迎えますが、ウイルスは消えたわけではありません。皆さん一人ひとりが、基本的な感染防止対策を継続し、「徹底用心」を心がけてください。

特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクが高い方と接する場合は、家庭内でもマスクをするなど、対策をお願いします。飲食の場では感染のリスクが高まります。短時間、少人数で、マスク飲食を実践してください。

また、お花見で飲食する際も、同様の対応を心がけ、静かに楽しんでください。

再び、感染拡大や医療のひっ迫を招かないためには、「徹底用心」と重症化リスクを軽減する「3回目のワクチン接種」が重要です。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和4年3月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治



3月22日以降の県の取組について

令和4年3月17日

県民の皆さんに対して

現在

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限（法第24条第9項）

3月22日～

一人ひとりが徹底用心

- 会食の際は、短時間、少人数、マスク飲食の実践（法によらない働きかけ）
- マスク飲食実施店の利用を推奨（法によらない働きかけ）
- M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底（法によらない働きかけ）
- 高齢者や基礎疾患のある方に対して、家庭内でもマスク着用などの「うつさない」対策の実施（法によらない働きかけ）

飲食店・大規模集客施設等に対して

現在

3月22日～



飲食店等

- 営業時間の短縮(法第31条の6第1項)
【マスク飲食実施店認証店】
 - ①5時から21時までの時短要請・酒類提供可(11時～20時30分)
 - ②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
- 【非認証店】
 - 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
- 利用者の人数制限(法第24条第9項)
1テーブル4人以内
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

- 短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ)
- マスク飲食実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

- 入場整理・人数制限等の感染防止対策の要請(法第31条の6第1項、令第5条の5)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

イベントに対して

現在

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

3月22日～

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

大声※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定※2		収容定員まで可	

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提

○感染防止対策の徹底

(法によらない働きかけ)

○直行直帰の呼びかけ

(法によらない働きかけ)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

その他①

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)

【公立学校等における取組】

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

【県機関における対応】

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
 - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す

その他②

【社会経済活動を促進する県の取組】

- Go To Eat 食事券事業は、3月22日から、店内飲食での利用自粛を解除（利用に当たっては、短時間、少人数、マスク飲食の実践）
 - ※ 3月22日までの利用期限は、当面5月21日まで(60日間)延長
- マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続